

第4章 計画策定にむけた課題の抽出

1 乳幼児教育・保育の課題

平成31(2019)年4月現在、本市では374施設の認可保育所等(※認可保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業の合計)が整備されていますが、依然393人の待機児童が生じています。また、基礎調査の結果より、「認定こども園」・「認可保育所」の利用意向は、前回調査(平成25(2013)年)時から「認定こども園」で8.3ポイント、「認可保育所」で8.2ポイント、それぞれ増加しており、令和元(2019)年10月からの幼児教育・保育の無償化と相まって、今後も更なる保育需要の増加が見込まれています。



■ 現況を踏まえた課題 ■

保育需要の増加に対応し、保育を希望する方が1人でも多く保育施設を利用できるよう、積極的な施設整備や既存幼稚園から認定こども園への移行等による保育の受け皿を拡大することで、待機児童の解消を図ることが必要です。

併せて、幼児教育・保育の質の確保・向上を図るため、「保幼小連携推進事業」や「公開保育研究推進事業」などの既存事業に加え、物的環境(施設・設備)・人的配置等のハード面の整備と、教育・保育の内容・方法といったソフト面での整備を推進することが必要です。

(参考) 待機児童解消にむけた国の主な動向

年	取組	内容
平成25年	待機児童解消加速化プラン	・平成29(2017)年度末までの5年間で新たに40万人分の保育の受け皿を確保。
平成28年	仕事・子育て両立支援事業の創設(子ども・子育て支援法一部改正)	・企業主導型保育事業や市町村主体の認可保育所等の上積みにより40万人→50万人の保育の受け皿を確保。
	切れ目のない保育のための対策	・市町村の待機児童解消に向けた取組支援を強化。
平成29年	子育て安心プラン	・2020年度末までに全国の待機児童を解消 ・2022年度末までに女性就業率80%を実現
平成30年	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施。 ・待機児童対策協議会(仮称)の設置を明記。

2 子育て支援の課題

前回調査（平成25（2013）年）時から、病児保育施設の利用希望が11.8ポイント、一時預かり等の利用希望が20.5ポイント増加しているほか、今回の調査では、出産後の就労希望は77.0%と高い割合となっています。

放課後児童クラブは、平成31（2019）年4月1日時点で266施設が整備され、11,350人の利用がありますが、依然392人の待機児童が生じています。また、未就学児保護者調査において、小学校低学年（1～3年生）になった時の放課後児童クラブの利用希望が、前回調査（平成25（2013）年）時と比べて4.3ポイント増加しています。



■ 現況を踏まえた課題 ■

定期的な教育・保育施設の利用等に関するニーズの変化の背景には、保護者の就労形態の多様化や通勤の長時間化、核家族化、女性の社会進出等、様々な要因が考えられますが、こうした社会構造の変化に柔軟に対応し、すべての子育て家庭がストレスなく安心して暮らすためには、地域における子育て支援の充実や事業者との連携によるワーク・ライフ・バランスの推進など、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりの推進が必要です。

また、保護者が労働等で昼間家庭にいないなどの児童等の安全・安心な「生活の場」「遊びの場」を確保するため、放課後児童クラブの整備を推進するとともに、多様な体験・活動ができる場の創出・提供が求められます。

(参考) 新・放課後子ども総合プランの概要

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるもの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

（出典：内閣府公表資料）

3 妊娠・出産・子育て（乳幼児期）に対する課題

妊娠早期からの切れ目のない支援を行う、「妊娠・出産包括支援センター（母子保健法上の名称は、「母子健康包括支援センター」）を平成29年度から、10区役所保健センター内に設置し、平成30年度のアンケートの結果、全体の約25%の方が何らかの支援が必要と判断され、そのうち約7割が妊娠中から支援を開始しています。

また、妊娠中に他自治体から転入してくる方や外国籍の方の妊娠届出が増加の傾向にあります。

妊婦を対象としたニーズ調査結果では、出産後の不安を感じている妊婦は87.0%となっており、出産後の必要なサポートとして「子どもの発育や発達、接し方等子育てのアドバイス」、「生活圏内の子育て関連の情報提供」、「母親の精神的な負担感を受け止める支援」などが求められています。また、母子保健サービスとして「子育てに関する情報提供や学習機会の充実」、「育児不安や悩みに対する相談体制の充実」、「医療体制の充実」が求められているほか、子育てに必要な地域の取組として「親子が集まる場、遊べる場づくり」、「子育て中の人と経験者が交流できる場や仕組みづくり」が求められています。



■ 現況を踏まえた課題 ■

平成30（2018）年にフルオープンした「さいたま市子ども家庭総合センター」を中核に据え、「妊娠・出産包括支援センター」や各区支援課、地域子育て支援拠点等が連携を図りながら、これまで展開してきた母子保健や子育て支援に関する各種事業を継続して展開する必要があります。

また、妊婦を対象とした調査により得られたニーズ等に応えるためには、更なる情報提供体制の強化や相談窓口の周知のほか、出産後間もない外出が難しい時期に母親等の負担感や孤立感を軽減する具体的な支援が求められています。

さらに、地域における子育て支援の持続性を確保するため、事業を利用し不安が軽減した等を確認し、子育て支援経験者（保健師、助産師、保育士、支援員、母子愛育会等）に還元する仕組みづくりなど、予防という見えにくい支援の可視化により、事業に携わる子育て支援経験者の負担軽減に資する取組が必要です。

第2期さいたま市子ども・子育て支援事業計画骨子案【抜粋】

第4章 計画策定にむけた課題の整理

4 子ども・若者の課題

本市の小学生の不登校児童数は、平成29（2017）年時点で269人であり、平成21（2009）年以降、最多となっています。また、中学生の不登校生徒数は、平成29（2017）年時点で850人であり、平成23（2011）年以降、最多となっています。

困難を抱えた若者の自立を支援するための「さいたま市若者自立支援ルーム」の利用者数は増加傾向にあり、平成29（2017）年度には年間延べ利用者数が最多の9,300人となっています。



■ 現況を踏まえた課題 ■

社会生活を営む上で困難を抱えた子ども・若者の問題が深刻な状況にあることから、必要な支援を行うための地域連携並びに地域における多彩な担い手の育成を推進するとともに、引き続き、困難を抱えている子ども・若者などに対し、その置かれている状況を克服することができるよう、必要な対策を講じていくことが必要です。

また、個々の価値観や生き方が多様化していく中で、一人ひとりが、健やかに成長し、次代の社会を担うことができるよう、必要な支援を講じていくことが必要です。

5 ひとり親家庭の課題

本市の母子世帯数は、年々増加傾向となっており、平成27（2015）年時点で過去最も多い5,449世帯となっています。

基礎調査結果から、ひとり親世帯の方が望む支援策では、「各種の手当や見舞い金の支給、貸与」、「公営住宅優先先行など住宅面での支援」、「親の経済的自立のための、技能・資格取得などへの支援」が上位を占めています。



■ 現況を踏まえた課題 ■

今後も増加することが予想されるひとり親世帯に対して、引き続き、子育てや生活、就業に関する支援や各種助成の充実など、ニーズに応じた事業の推進が必要です。

第 2 期さいたま市子ども・子育て支援事業計画骨子案【抜粋】

第 2 期さいたま市子ども・青少年のびのび希望プラン

6 社会的養育・児童虐待防止対策の推進

平成 28 (2016) 年に改正された児童福祉法では、子どもは、児童福祉の「対象」から児童福祉を受ける「権利主体」として位置付けられ、妊娠期から切れ目のない虐待予防を講じるための規定、児童虐待発生時の迅速・的確な対応策の規定等が定められました。また、里親委託の推進、養子縁組に関する相談・支援等、社会的養護から家庭的養育への転換について明確化されました。



■ 現況を踏まえた課題 ■

改正児童福祉法の理念や規定を踏まえたうえで、これまで実施してきた「児童虐待防止対策」及び「社会的養護施策」の点検及び必要に応じた見直しが必要です。

7 障害児施策の課題

障害のある子どもや保護者が、住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、専門的な医療や療育を提供する「総合療育センターひまわり学園」の体制強化を図るとともに、認可保育所等や放課後児童クラブにおける障害児の受け入れを拡大してきました。しかしながら、公立保育所における障害児の受け入れについては、常に定員に達している状況であるとともに、「総合療育センターひまわり学園」での診察や療育を受けるまでの待ち期間が長期化しています。



■ 現況を踏まえた課題 ■

保育施設等における障害児保育の推進にあたっては、保育の量的拡大に対応した新たな受け皿の確保が必要です。また、総合療育センターの機能の拡充を図ることで、待ち期間を短縮し、障害の早期発見・早期支援に繋げるとともに、身近な地域においても適切な支援が受けられるよう、保育所・幼稚園等の施設に対する支援を推進することが必要です。